社会福祉法人　青い鳥

令和9年度　常勤職員募集要項

① 募集期間

令和８年 10 月７日(水)～(募集人数に達し次第終了します。)

② 募集職種一覧

職種	業務内容	必要な資格等	募集人数
理学療法士	障害児の基本動作能力向上に向けた機能訓練・評価・指導・相談等の業務	・理学療法士	１名

※資格はすでに有しているか、令和９年３月末までに取得見込であることが必要です。

③ 勤務条件・福利厚生

<勤　　務　　地>

- 横浜市中部地域療育センター（横浜市南区清水ケ丘 49）

<勤　務　時　間>

- 8:45 ～ 17:15　実働７時間 30 分
 事業所により勤務時間は異なる場合があります。

<給　　与>

- 短　大　卒　216,000 円～
 大　学　卒　224,000 円～
 ※給与には処遇改善手当(一律 12,000 円/月)を含みます。
 ※職歴のある方は、法人の定める基準により加算があります。
- 各 種 手 当　通勤手当、扶養手当、住宅手当
- 賞　　与　年２回(令和７年度支給実績　4.2 ヶ月)
- 昇　　給　年１回
- 退　職　金　独立行政法人福祉医療機構社会福祉施設職員等退職共済制度、
 社会福祉法人横浜市社会福祉協議会民間社会福祉事業従事者年金共済事業

<休日・休暇制度>

- 休　　日　完全週休２日制(土・日・祝日)、その他年末年始(12/29～1/3)
- 休　　暇　年次有給休暇は初年度より年間 20 日付与(翌年度繰越可、最大 40 日)
 夏季休暇(７日)、療養休暇(最大 90 日)、特別休暇など

<出産・育児・介護に関連した制度>

- 出産休暇(産前８週・産後８週)　※産前産後休暇中の給与は全額支給
- 育児休業、育児時間、育児短時間、子の看護等休暇、介護休業、介護休暇

<社　会　保　険>

- 健康保険、厚生年金保険、雇用保険、労災保険

<福　利　厚　生>

- ハマふれんど（ベネフィット・ステーションも利用可）
- 年１回の定期健康診断、インフルエンザワクチン接種

<人　事　異　動>

- 経験の幅を広げる為に定期的に人事異動が行われ、勤務場所が変わります。
 ※下記いずれかの療育センターへ異動の可能性があります。
 横浜市東部地域療育センター（横浜市神奈川区東神奈川 1-29）
 横浜市南部地域療育センター（横浜市磯子区杉田 5-32-20）
 川崎西部地域療育センター　（川崎市宮前区平 2-6-1）
 横須賀市療育相談センター　（神奈川県横須賀市小川町 16）

④ 入職時期　令和９年４月１日(木)

⑤ 応募方法

（福）青い鳥HP　https://www.aoitori-y.jp　「採用情報等」→「常勤職員採用について」より指定の様式をダウンロードし、下記⑦記載のメールアドレスへお送りください。

⑥ 選考フロー

＜第一次選考＞　書類選考（応募いただいた後、速やかに実施）
ご応募いただいた後、10 日以内に第一次選考結果が届かない場合は、
下記⑦記載の問い合わせ先までご連絡ください。

↓

＜第二次選考＞　面接試験・適性検査
日時・場所　一次選考終了後、順次実施となるため、個別に指定します。
※適性検査については、事前に Web での受検となります。
※面接試験を受ける際、次の書類をご提出いただきます。
・卒業（見込）証明書（卒業証書のコピーでも可）
・資格（取得見込）証明書のコピー
・誓約書（法人指定様式　面接日程ご連絡の際にお送りいたします）

↓

※選考状況により第三次選考（面接）実施の場合がございます。

＜内　　定＞

⑦ 問合せ・申込書送付先

社会福祉法人　青い鳥　経営企画本部　総務人事部人事労務課

TEL：045-321-1738（直通）
Email：recruit@aoitori-net.com HP：https://www.aoitori-y.jp

⑧ 特記事項

- 募集要項に記載のある資格の保有が必須の業務となるため、資格の取得が難しくなった場合や、資格が取り消された場合は採用を見送らせていただきます。
- 集団感染防止及び職員の安全確保のため、内定後に麻疹・風疹・流行性耳下腺炎・水痘の疾患について、母子手帳等による「罹患歴やワクチン接種履歴の証明」もしくは「抗体検査結果」の提出をお願いしております。罹患歴やワクチン接種履歴の証明ができない場合、又は抗体検査の結果が当法人で定める基準値に満たない場合は、各自で対象のワクチン接種を必要回数受けていただき、入職前にワクチン接種証明書のコピーを提出していただきます。
- 提出いただく個人情報は、採用選考及び採用後の人事管理の目的にのみ使用いたします。また、法令に基づく場合を除き、応募者の同意なく第三者に個人情報を提供することはありません。応募者の個人情報は、漏えい・滅失・毀損を防止するため、アクセス制限や暗号化などの安全管理措置を講じます。選考の結果、不採用となった場合は、安全な方法で廃棄又は削除いたします。
- 募集要項に記載の業務に従事するにあたっては、令和 8 年 12 月 25 日までに施行予定の学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和 6 年法律第 69 号。以下「こども性暴力防止法」といいます。）に基づき、特定性犯罪の前科の有無を確認するための犯罪事実確認が必要となります。
 特定性犯罪の前科がある場合（特定性犯罪事実該当者の場合）は、こども性暴力防止法に基づき、本業務に従事させないこと等の措置を講じる必要があるため、当法人の採用条件の一つとして、特定性犯罪の前科がないことを求めています。
 このため、あらかじめ選考過程において、誓約書や履歴書等により、特定性犯罪の前科の有無を確認いたします。
 ※「特定性犯罪」、「特定性犯罪事実該当者」の内容は、別紙 1 の参照条文をご確認ください。

（参照条文）

学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第 69 号）（抄）

（定義）

第二条（略）

7　この法律において「特定性犯罪」とは、次に掲げる罪をいう。

一　刑法（明治四十年法律第四十五号）第百七十六条、第百七十七条、第百七十九条から第百八十二条まで、第二百四十一条第一項若しくは第三項又は第二百四十三条（同項の罪に係る部分に限る。）の罪

二　盗犯等の防止及び処分に関する法律（昭和五年法律第九号）第四条の罪（刑法第二百四十一条第一項の罪を犯す行為に係るものに限る。）

三　児童福祉法第六十条第一項の罪

四　児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成十一年法律第五十二号）第四条から第八条までの罪

五　性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律（令和五年法律第六十七号）第二条から第六条までの罪

六　都道府県の条例で定める罪であって、次のイからニまでに掲げる行為のいずれかを罰するものとして政令で定めるもの

イ　みだりに人の身体の一部に接触する行為

ロ　正当な理由がなくて、人の通常衣服で隠されている下着若しくは身体をのぞき見し、若しくは写真機その他の機器（以下この口において「写真機等」という。）を用いて撮影し、又は当該下着若しくは身体を撮影する目的で写真機等を差し向け、若しくは設置する行為

ハ　みだりに卑わいな言動をする行為（イ又は口に掲げるものを除く。）

ニ　児童と性交し、又は児童に対しわいせつな行為をする行為

8　この法律において「特定性犯罪事実該当者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

一　特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者（その刑の全部の執行猶予の言渡しを受けた者（当該執行猶予の言渡しが取り消された者を除く。次号において「執行猶予者」という。）を除く。）であって、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二十年を経過しないもの

二　特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者のうち執行猶予者であって、当該裁判が確定した日から起算して十年を経過しないもの

三　特定性犯罪について罰金を言い渡す裁判が確定した者であって、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して十年を経過しないもの

附　則

（改正前の刑法に規定する罪についてのこの法律の適用関係）

第二条　第二条第七項（第一号に係る部分に限る。）の規定の適用については、次に掲げる罪は、同号に掲げる罪とみなす。

一　刑法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第七十二号。次項において「刑法一部改正法」とい

う。）による改正前の刑法第百七十八条の二、第百八十一条第三項若しくは第二百四十一条の罪又はこれらの罪の未遂罪

二　刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律（令和五年法律第六十六号）第一条の規定による改正前の刑法第百七十六条から第百七十八条までの罪又はこれらの罪の未遂罪

2　第二条第七項（第二号に係る部分に限る。）の規定の適用については、刑法一部改正法附則第三条の規定による改正前の盗犯等の防止及び処分に関する法律第四条の罪（刑法一部改正法による改正前の刑法第二百四十一条前段の罪又はその未遂罪を犯す行為に係るものに限る。）は、同号に掲げる罪とみなす。

（懲役を言い渡す裁判についてのこの法律の適用関係）

第三条　第二条第八項（第一号及び第二号に係る部分に限る。）及び第三十四条第二項（第一号並びに第二号ロ及びホに係る部分に限る。）の規定の適用については、刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号）第二条の規定による改正前の刑法第十二条に規定する懲役又はその全部の執行猶予を言い渡す裁判は、拘禁刑又はその全部の執行猶予を言い渡す裁判とみなす。

※第2条第7項第6号の罪は、学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律施行令（令和7年政令第 440 号）（抄）第2条及び附則第2項に掲げる条例（各都道府県のいわゆる迷惑防止条例及び青少年健全育成条例）で定める又は定められていた罪であって、同号イからニまでに掲げる行為のいずれかを罰するものをいう。